

こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行料金（共同住宅等）

単位：円（税込）

基準	断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4		
料金	基本額＋住戸単価×住戸数		
	基本額	住戸単価	住戸数
	55,000	5,500	1～50戸
		3,850	51～100戸
	2,750	101戸～	
※ 対象となる住戸が認定を受けている場合に限る。			
※ 建築物省エネ法に基づく省エネ基準への適合を要件とするため、品確法で定める断熱等性能等級4の基準のうち結露の発生を防止する対策に関する基準を満たさない住宅も対象となる。			
※ 日本住宅性能表示基準で定める断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4のことをいう。			
※ 共同住宅等であって外皮性能において住棟評価を採用する場合は、原則として一括依頼により当該共同住宅等の全ての住戸が、こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書を申請する場合に限る。			
※ 交付申請の際は、フラット35Sの「設計検査に関する通知書及び設計検査申請書(すべての面)」の添付でもよいものとする。			

（注記）

1. 証明書発行料金は基本額に証明書発行戸数を住戸数の区分に応じた住戸数に住戸単価を乗じて算出し、加算した額の合計となります。
2. 変更計画に係る証明書発行料金は、1住戸につき1,100円（税込）となります。
3. 証明書の再発行は、1住戸につき5,500円（税込）となります。
4. この料金表に定めのない事項については、別途協議といたします。